国民健康保険の現状

医療保険の各保険者の比較

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者 医療制度
保険者数 (平成27年3月末)	1, 716	-	1, 409	85	47
加入者数 (平成27年3月末)	3, 303万人 (1,981万世帯)	3, 639万人 [被保険者2,090万人] [被扶養者1,549万人]	2, 913万人 (被保険者1,564万人) 被扶養者1,349万人	884万人 (被保険者449万人 被扶養者434万人	1, 577万人
加入者平均年齡 (平成26年度)	51. 5歲	36. 7號	34. 4歳	33. 2歳	82. 3歳
65~74歳の割合 (平成26年度)	37.8%	9:0%	3.0%	1. 5%	2. 4%(※1)
加入者一人当たり 医療費(平成26年度)	33. 3万円	16. 7万円	14. 9万円	15. 2万円	93. 2万円
加入者一人当たり 平均所得(※2) (平成26年度)	86万円 [一世帯当たり 144万円	142万円 [一世帯当たり(※3)] 246万円	207万円 [一世帯当たり(※3)] 384万円	230万円 [一世帯当たり(※3)] 451万円	83万円
加入者一人当たり 平均保険料 (平成26年度)(※4) <事業主負担込>	8.5万円 [一世帯当たり [14.3万円	10. 7万円<21.5万円> 【被保険者一人当たり】 【18.7万円<37.3万円>	11.8万円<26.0万円> 【被保険者一人当たり】 【22.0万円<46.3万円>	13. 9万円<27.7万円> 【被保険者一人当たり】 【27.2万円<54.4万円>	6.9万円
保険料負担率(※5)	9.9%	7.6%	5. 7%	6.0%	8.3%
公費負担	給付費等の50% +保険料軽減等	給付費等の16. 4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等 への補助(※7)	なし	給付費等の約50% +保険料軽減等
公費負担額(※6) (平成28年度予算ペース)	4兆3, 319億円 (国3兆958億円)	1兆1, 781億円 (全額国費)	381億円 (全額国費)		7兆6, 368億円 (国4兆9, 132億円)

一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者の割合である。

市町村国保及び後期高齢者医療制度については、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離譲渡所得金額」を加えたものを 年度平均加入者数で除したもの。(市町村国保は「国民健康保険実態調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」のそれぞれの前年所得を使用している。) 協会けんぼ、組合健保、共済組合については、「標準報酬総額」から「給与所得控除に相当する額」を除いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である。

被保険者一人当たりの金額を表す。 加入者一人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料調定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。 保険料負担率は、加入者一人当たり平均保険料を加入者一人当たり平均所得で除した額。 介護納付金及び特定健診・特定保健指導、保険料軽減分等に対する負担金・補助金は含まれていない。 共済組合も補助対象となるが、平成23年度以降実績なし。

国民健康保険事業の概況と本県の現状について

■全国

1. 年齢構成

① 年齢構成が高く、医療費水準が高い

- ・65~74歳の割合: 国保(37.8%)、健保組合(3.0%)
- ・一人あたり医療費:国保(33.3万円)、健保組合(14.9万円)

2. 財政基盤

② 所得水準が低い

- ・加入者一人当たり平均所得:国保(86万円)、健保組合(207万円(推計)
- ·無所得世帯割合:27.8%

③ 保険料負担が重い

- ・加入者一人当たり保険料/加入者一人当たり所得 市町村国保(9.9%)、健保組合(5.7%) ※健保は本人負担分のみの推計値
- ④ 保険料(税)の収納率低下
 - ·収納率:平成11年度 91.38% → 平成27年度 91.45%
 - ·最高収納率:95.49%(島根県) ·最低収納率:87.44%(東京都)

⑤ 一般会計繰入・繰上充用

- ・市町村による法定外繰入額:約3,856億円 うち決算補てん等の目的:約3,034億円、 繰上充用額:約900億円(平成27年度)
 - 3. 財政の安定性・市町村格差

⑥ 財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在

・1716保険者中3000人未満の小規模保険者 458 (全体の1/4) (平成28年度)

⑦ 市町村間の格差

- ・一人あたり医療費の都道府県内格差 最大:2.7倍(北海道) 最小:1.1倍(富山県)
- ・一人あたり所得の都道府県内格差 最大:14.6倍(北海道) 最小:1.3倍(福井県)
- ・一人当たり保険料の都道府県内格差 最大:3.7倍(長野県)※ 最小:1.3倍(長崎県)

※東日本大震災による保険料(税)減免の影響が大きい福島県を除く。

■本県

1. 年齢構成

① 年齢構成が高く、医療費水準が高い

- -65~74歳の割合:35.4%、平均年齢52.2歳(平成26年度)
- •一人あたり医療費:34.1万円(平成27年度)

2. 財政基盤

② 所得水準が低い

- ・加入者一人当たりの平均所得:62.2万円(全国:68.3万円)
- ※左記は、被用者保険との所得の比較をしたもの。



④ 保険料(税)の収納率低下

•収納率:90.10%

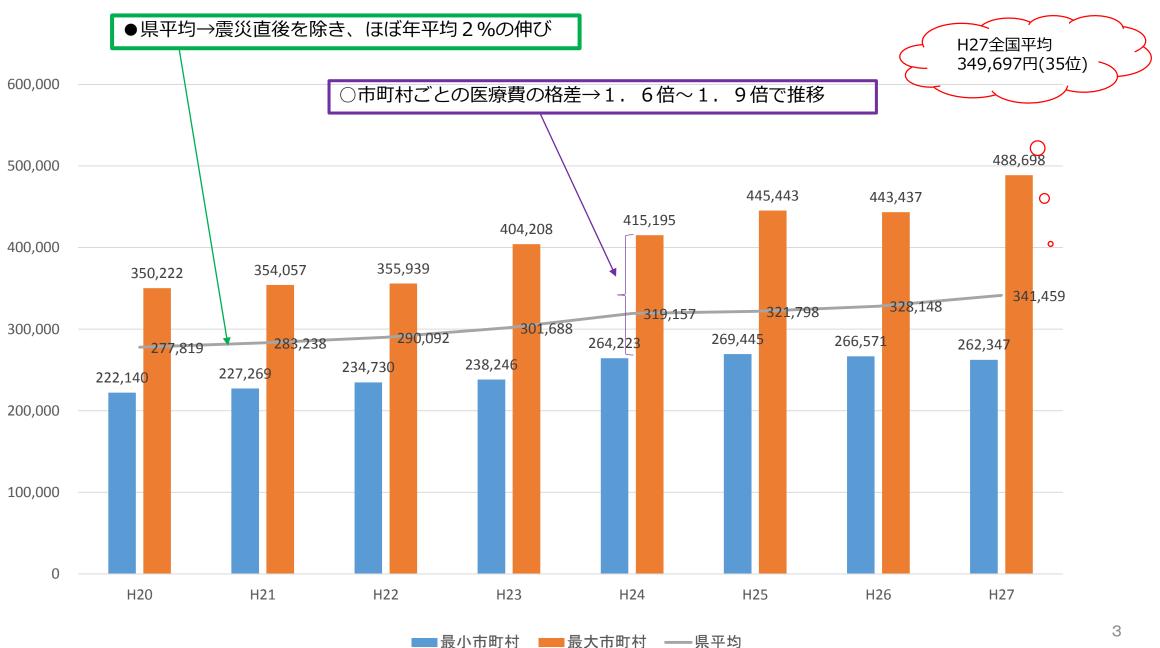
⑤ 一般会計繰入・繰上充用

・市町村による法定外繰入額:24.8億円 うち決算補てん等:4.8億円

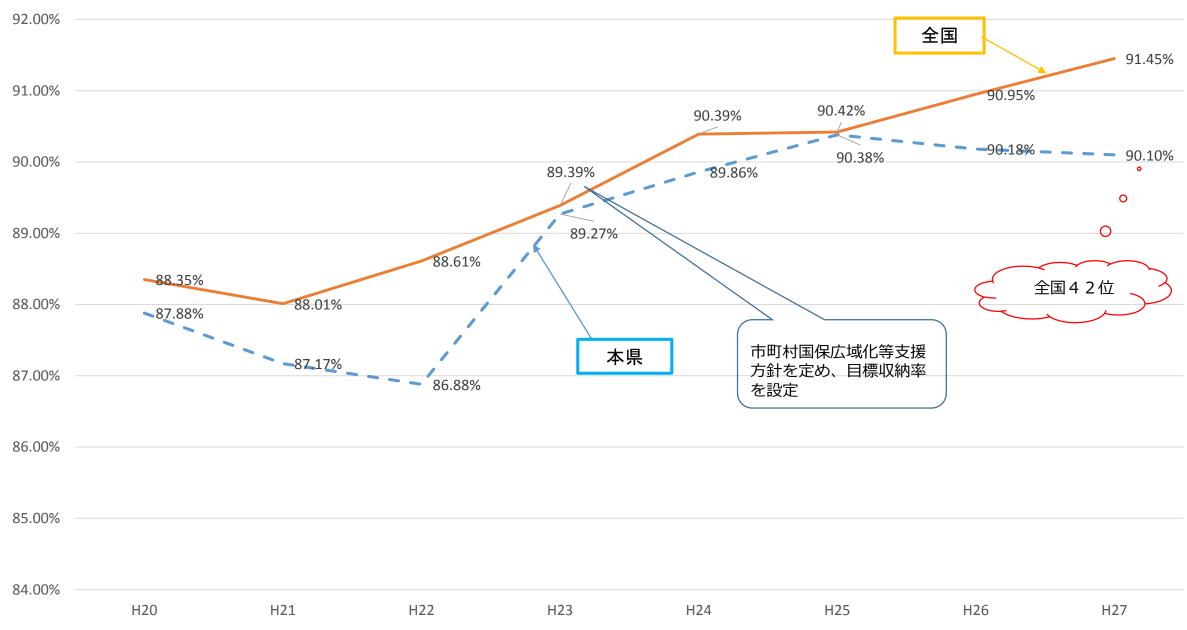
3. 財政の安定性・市町村格差

- ⑥ 財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在
- ・32市町村(全体の1/2)
- ⑦ 市町村間の格差
- ・一人あたりの医療費の県内格差 1.9倍
- ・一人あたりの所得の県内格差 4.8倍

県内市町村の国保被保険者の1人当たりの医療費の推移について



県内市町村の国保税収納率の推移について



市町村国保の収支状況(平成27年度)

(億円)

科	· B	全 国	本 県
	保 険 料 (税)	29, 506	411
単年度収入	国庫支出金	34, 509	668
	療養給付費交付金	4, 433	88
	前期高齢者交付金	34, 800	452
	都道府県支出金	11,743	127
	一般会計繰入金(法定分)	4, 957	171
	一般会計繰入金(法定外)	3, 855	25
	共同事業交付金	35, 557	579
	直診勘定繰入金	2	0
	その他	487	10
	合 計	159, 848	2, 531
	総 務 費 保 険 給 付 費	1, 858	39
	保険給付費	95, 539	1, 470
	後期高齢者支援金	17, 868	272
単	前期高齢者納付金	12	0
车	老人保健拠出金	1	0
単年度支出	<u>介</u> 護 納 付 金 保 健 事 業 費	6, 894	116
	保健事業費	1, 129	20
	共同事業拠出金	35, 543	579
	直診勘定繰出金	73	2
	その他	1, 498	34
	合 計	160, 415	2, 531
単年度収支差引額(経常収支)		▲ 568	0
国庫支出金精算額		784	8
精算後単年度収支差引額	(A)	217	8
決算補填等のための一般会計繰入金等 (B)		3, 039	5
実質的な単年度収支差	(A) - (B)	▲ 2, 822	3
前年度繰上充用金(支出)		936	

- (出所) 国民健康保険事業年報、国民健康保険事業実施状況報告書(速報値である。)
- (注1) 前期高齢者交付金、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び老人保健拠出金は、当年度概算額と前々年度精算額を加えたもの。
- (注2) 「決算補填等のための一般会計繰入金」とは、収入の「一般会計繰入金(法定外)」のうち決算補填等を目的とした額。
- (注3) 翌年度に精算される国庫負担等の額を調整。
- (注4) 決算補填等のための一般会計繰入金(B) は、平成21年度から東京都財政調整交付金分を含めた計算となっている。